

お子さんが令和8年4月に砺波市立の中学校へ入学予定の保護者の方へ

就学援助（新入学学用品費）の入学前支給のお知らせ

砺波市教育委員会

砺波市では、お子さんの小・中学校就学に関して、経済的な理由でお困りの方に、給食費や学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。

就学援助のうち、制服等の入学に必要なものを購入する費用の一部（新入学学用品費）を入学前に支給します。



1 対象となる方

次の（１）～（３）のすべての要件に該当する方

（１）砺波市に住所を有する方

（令和8年3月末日以前に砺波市外に転出する方を除く）

（２）お子さんが令和8年4月に砺波市立の中学校に入学予定の方

（３）令和7年度に下記の要件で砺波市の就学援助の認定を受けている方

認定要件

- ① 前年度または今年度に生活保護を停止または廃止された方
- ② 令和7年度市県民税（令和6年中所得分）が非課税または減免の適用を受けている方
- ③ 児童扶養手当を受給している方
- ④ 令和6年中所得が教育委員会の定める基準に該当する方

【所得基準認定モデル】（このモデルはあくまでも目安です。）

世帯構成	2人世帯 （父または母、子1人）	3人世帯 （父、母、子1人）	4人世帯 （父、母、子2人）
所得基準額	230万円程度以下	300万円程度以下	380万円程度以下

※ 所得基準額は、同一生計世帯の世帯全員の所得額の合計です。（所得額とは、給与所得であれば給与所得控除後の金額を指し、事業所得であれば収入額から必要経費を引いた金額を指します。）

※ 単身赴任のご家族がいる場合は、その方も世帯に含まれます。

※ 所得基準額は、世帯人数や年齢、社会保険料控除額などにより異なります。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象になりません。

（１）令和8年3月末日以前に砺波市外に転出される場合

（２）令和8年4月に砺波市立の中学校に入学されない場合

※ 上記に該当し、新入学学用品費の入学前支給を受けたときは、返還していただくことになりますので、該当する可能性がある場合はお子さんが通っている小学校または教育総務課へご連絡ください。

2 支給額・支給時期

○支給額 63,000円（新中学1年生1人あたり）

○支給時期 令和8年3月下旬

3 申請手続

今年度、小学校6年生のお子さんについて就学援助の認定を受けている方
お手続きは不要です。

小学校6年生のお子さんの保護者で、これから就学援助の申請をされる方

令和7年度の就学援助の認定を受けている必要がありますので、2月27日（金）までにお子さんが通っている小学校に申請してください。申請書は各学校に備え付けてあります。

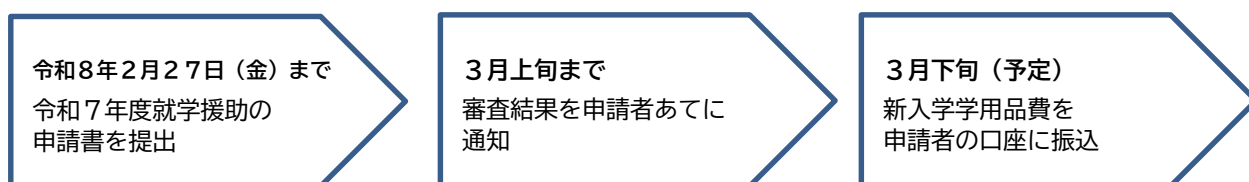
（提出書類）①「令和7年度 就学援助費支給申請書」

②「令和7年度 就学援助費に係る収入額・需要額調書」

③「令和7年度 所得課税証明書」（令和7年1月2日以降に砺波市に転入された方のみ）

④「令和7年度 新入学児童生徒学用品等購入費調査票（入学前支給）」（お子さんが特別支援学級に入級される予定の方のみ）

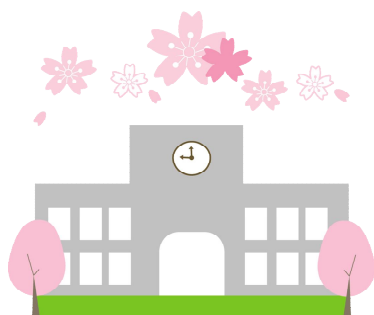
4 入学前支給までの流れ



※ 入学後の就学援助の支給に関する事務処理のため、認定した場合には、入学先の学校長へ通知します。

5 注意事項（必ずお読みください）

- ・ 申請内容を審査しますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- ・ 今回の新入学学用品費の入学前支給を受けた場合でも、入学後に学校給食費など他の費目の就学援助を希望する場合には、入学後に別途申請していただく必要があります。
- ・ 入学前支給の審査で用いる基準は「令和7年度就学援助制度」の基準となります。入学後の就学援助については、令和8年度の基準で審査を行います。したがって、審査結果が異なる場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 今回の入学前支給を受けられなかった場合でも、入学後に令和8年度の就学援助を申請し、4月から認定となった場合は、新入学学用品費を入学後に支給します。
- ・ 今回の入学前支給を受けた方は、入学後の「令和8年度就学援助制度」の新入学学用品費の支給を受けることはできません。
- ・ 他の市町村で新入学学用品費またはこれに相当する就学援助費の支給を受けている場合は、本市で新入学学用品費の支給を受けることはできません。



【問い合わせ先】

砺波市教育委員会教育総務課（TEL：0763-33-1549）